

平成21年度
「市役所の仕事、私たちなら、
こう変えます！」

民間提案型業務 改善制度 提案を募集

これまでの公共サービスは、市役所が考え、市民の皆さんに提供する「押し込み方式」でしたが、これからはエンドユーザーである市民の皆さんのニーズに基づき公共サービスを市役所が提供する「後工程引き取り方式」への変換を図る必要があります。

そこで、現在、市が実施している業務の中で、①市が直接実施するよりも公共サービスの質の向上や効率化が見込まれる業務についての委託化・民営化に対する提案
②既存業務（委託の仕様や内容なども含む）に対するカイゼン提案
③市民または企業、NPO法人や市民活動団体などの皆さんが求める公共サービスニーズに対しての提案を募集し、その創意と工夫を反映し、業務の委託化・民営化やスリム化を図り、効率的な市役所と充実した質の高いサービスの提供を目指します。

皆さんからの積極的、かつ、幅広い提案をお待ちしています。

募集する提案 公共サービスに対する提案

対象となる業務 市が実施するすべての業務（「事務事業の棚卸しリスト」）を提案の対象とします。なお、「事務事業の棚卸しリスト」は、地域政策グループ窓口または市公式ホームページで閲覧できます。業務内容などの詳細を必要とされる方は、お気軽に問い合わせください。

提案の事業単位 提案する事業単位は、「事務事業の棚卸しリスト」の事業単位にとらわれることなく、複数の事業を組み合わせて包括的な事業での提案も可能です。

提案者 住民（市内・外は問いません）および民間企業、NPO法人や市民活動団体など、どなたでも提案できます。

提案の募集期間 7月15日（水）～9月15日（火）

提案方法 提案用紙は、地域政策グループ窓口および市公式ホームページから入手できます。様式第1「公共サービスに対する提案書」を郵送、ファクス、電子メール、持参により、地域政策グループに提出してください。

応募・問合せ先 市役所地域政策グループ
〒444-11398（住所不要）

☎ 52-111111（内線351）

FAX 52-111110

E-mail seisaku@city.takahama.lg.jp

※業務内容について分からないことは、各担当グループに問い合わせてください。

☎ 52-111111（代表）

「居宅介護支援券」 8月1日利用開始

在宅での日常生活および介護予防、または要介護状態などの軽減もしくは悪化の防止を支援することを目的とした「居宅介護支援券」の平成21年度分交付申請の受付をはじめます。

この「居宅介護支援券」は、紙おむつ、尿とりパットやいきいき号乗車チケットの購入、理容美容サービス、寝具洗濯乾燥サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス、シルバー人材センターの家事援助事業の支払に利用できます。

申請の対象者は、介護保険の要介護認定者または要支援認定者です。ただし、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床）や養護老人ホームまたは病院（3か月以上入院の方）に入所・入院している方は対象に

はなりません。

対象となる方には、介護保険グループより申請書を送付します。申請をする場合は、申請書と自己負担費用を持参のうえ、介護保険グループまでお越しください。

申請書発送予定日 7月23日（木）

支援券利用開始日 8月1日（土）

申込・問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ
☎ 52-19871



▲支援券見本